



平成29年度

国民健康保険・後期高齢者医療制度



問い合わせ
保険年金課 国民健康保険担当
☎24・8059
後期高齢者医療担当
☎24・8165

国民健康保険のお知らせ

平成29年度の保険税について

国民健康保険税は前年の所得を基に計算され、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計で決まります。今年度の所得割率、均等割額・平等割額、賦課限度額は据え置きとなりました。
※介護保険分は40～64歳の加入者のみに掛かります。

国民健康保険税の所得割率など

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

所得割率：世帯加入者全員の所得に応じた税率
均等割額：加入者1人当たりの税額(年間)
平等割額：1世帯当たりの税額(年間)
賦課限度額：国保税の世帯上限額(年間)

保険税軽減の対象が拡大

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合、国民健康保険税の軽減を受けることができます。今年度、軽減判定所得金額を変更し、対象世帯を拡大しました。
※所得の申告をしないと軽減判定ができません。申告がまだの人や所得の無い人も必ず申告をしましょう。

保険税の軽減要件(変更分)

均等割 平等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+27万円(26.5万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円(48万円) ×被保険者数

※()内は平成28年度の額です。
※7割軽減の軽減要件は変更ありません。

決定通知書を送付します

平成29年度国民健康保険税の決定通知書を送付します。世帯主宛てに7月中旬に送付します。

保険税の納付方法

普通徴収の人	年税額を7月から翌年3月までの9回に分けて、納付書または口座振替で納付(一括納付もできます)。
特別徴収の人	年6回、年金支給月に年金から引き落とし。 ※10月から特別徴収となる人は7～9月の3回は納付書または口座振替で、10月から年金引き落とし。
4～6月に資格喪失した人	普通徴収の人 7月に精算分の納付をお願いします。 特別徴収の人 4月、6月、8月の引き落とし金額によって差額の納付または過納分の還付があります。

問い合わせ
税務課 市民税・国保グループ
☎24・8030

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に計算する所得割と均等割の合計で決まります。今年度の所得割率、均等割額、賦課限度額は前年度と同じです。

後期高齢者医療の所得割率など

所得割率	9.33%
均等割額	47,520円
賦課限度額	570,000円

平成29年度後期高齢者医療保険料の決定通知を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。

保険料軽減の一部改正

平成29年度から特例的に実施されてきた保険料の軽減について、世代間・世代内の公平を図るため今後段階的に見直すこととなりました。

一方、所得が少ない人への保険料軽減は、基準額が見直され対象が拡大しました。

◆所得割額の軽減率の変更

所得割額を負担する人で基礎控除(33万円)を差し引いた後の総所得金額等が58万円以下の人は、平成28年度までは所得割が5割軽減されましたが、平成29年度は2割軽減となります。

◆均等割額の軽減率の変更

後期高齢者医療制度に加入する前日に家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人は、平成28年度までは均等割が9割軽減されましたが、平成29年度は7割軽減となります。
※ただし、世帯の所得が少ない人は均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)を受けられません。

保険料の軽減要件(変更分)

均等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+27万円(26.5万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円(48万円) ×被保険者数

※()内は平成28年度の額です。
※9割軽減、8.5割軽減の軽減要件は変更ありません。

◆保険料(均等割)軽減の対象が拡大
世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合に保険料(均等割)の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

一定の障がいのある人は加入できます

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。
※一定の障がいとは
◎身体障害者手帳…1～3級、4級の1部 ◎療育手帳…A ◎精神障害者保健福祉手帳…1・2級 ◎障害年金…1・2級

70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

(国民健康保険・後期高齢者医療制度共通)

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過度にならないようにするものです。1カ月当たりの自己負担限度額を超えた分は、申請により高額療養費として保険者から支給されます。平成29年8月診療分から、70歳以上の人の上限額が変わります(今後も段階的に引き上げられる予定です)。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合を含む。
※2 過去12カ月以内に同一世帯で4回以上高額療養費の支給があった場合、上限額が下がります。

医療費の自己負担限度額(月額) 下線が平成29年8月診療分からの変更箇所

適用区分	外来+入院(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (課税所得：145万円以上)	44,400円 → <u>57,600円</u>	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降：44,400円 ※2)
一般所得者 (課税所得：145万円未満)※1	12,000円 → <u>14,000円(年間 上限144,000円)</u>	44,400円 → <u>57,600円(4回目以降 ：44,400円 ※2)</u>
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)		24,600円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯 で年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円